

毎週火、金曜日発行（但休日相当）
昭和三十九年四月十五日第三種郵便物
（発行日は翌日）

鳥取県公報

目次

- ◆告示 字の区域変更
ふそ病検査等の実施
健康保険法に基づく保険医療機関の指定
国民健康保険法に基づき同法第三十九条第一項に規定する登録があつたものとみなされるもの
国民健康保険法第三十七条第一項に規定する療養取扱機関として申出の受理があつたものとみなされるもの
准看護婦試験の実施
あん摩師、はり師及びきゆう師試験の実施
- ◆地労委告示 鳥取県地方労働委員会あつせん員候補者

告示

鳥取県告示第五十八号
地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百

七十九条第一項の規定により、昭和三十九年一月九日から、東伯郡北条町の区域内の字の区域を次のとおり変更したので、同令同条第二項の規定により告示する。

昭和三十九年二月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

大字国坂字原畑ケ四五番ノ一のうちから四九番のうちまで、大字国坂字六反田一七ノ一のうちから一七三番ノ一のうちまで、大字国坂字中嶋道路水路等の国有地の全部、大字国坂字尿淵二四九番の七、二四九の九及び大字国坂字大昔田二五番ノ二のうちを大字国坂字大畑ケに変更

大字国坂字六反田一六八番ノ一から一七〇番ノ一まで、一七一番ノ一のうち、一七三番ノ二のうち、一七三番のうち、一六七番ノ一のうち、一六七番ノ二、大字国坂字塩焼六九番、七一番、七二番合併のうち、六四番、六六番、六七番、七〇番、六〇番のうち、六二番第一のうちから六三番のうちまで、六五番のうち、六一番、七六番合併のうち、六八番のうち、七四番ノ二のうち及びこれ

に伴う道路水路等の国有地の全部を大字園坂字下大門に
変更

大字園坂字下大門一六一番ノ一のうち、大字園坂字塩焼
七二番、七二番、六九番合併のうち、六一番、七六番合
併のうち、七三番、七四番ノ一のうち、七四番ノ二、七
五番、六八番のうち、大字園坂字上塩焼、七九番ノ三の
うちから八一番ノ一のうちまで、七八番のうち、八一番
ノ二のうち、大字園坂字鋪田八四番のうち、八四番のう
ち第一、八五番ノ二のうち、大字園坂字下中會弥一三一
のうち、一三二番の一から一三四番まで、大字園坂字道
越一三七番ノ一のうち、一三七番の三、一三八番の一、
大字園坂字越前五二五ノ一のうちから五二九番ノ一のう
ちまで、大字園坂字上中屋鋪五二三番ノ三のうち、五二
三番ノ一のうち、五二三番ノ二のうち、五二四番ノ一の
うち及びこれに伴う道路水路等国有地の全部を大字園坂
字上大門に変更

大字園坂字越前五二九番ノ一のうちから五三二番ノ一の
うちまで、大字園坂字下中會弥一二五番のうちから一二

七番のうちまで、一二八番ノ一のうち、一三一番のうち
一二九番ノ一から一三〇番まで、大字園坂字中會弥一一
九番うち第一のうち、大字園坂字鋪田八六番のうち、八
七のうち、八八番の二のうち、八八番ノ三、大字園坂字
小津原九〇番ノ一のうち、八九番ノ一、八九番ノ三及び
これに伴う道路水路等国有地の全部を大字園坂字道越に
変更

大字園坂字下中會弥一二五番のうちから一二八番ノ一の
うちまで、一二八番ノ二のうち、大字園坂字高繩手一一
一番、うち第一のうち、大字園坂字越前五三二番ノ一の
うち、五三三番ノ一のうち、及びこれに伴う道路水路等
国有地の全部を大字園坂字中會弥に変更

大字園坂字中會弥一二二番第一のうちから、一二四番の
うちまで、大字園坂字下中會弥一二八番ノ一のうち、一
二八番ノ二のうち及びこれに伴う道路水路等の国有地の
全部を大字園坂字山ノ鼻に変更

大字園坂字六ノ坪九九番第一のうち、一〇〇番第一、一
〇一番ノ一 大字園坂字鋪田八六番のうち、八七番のうち

八八番ノ一、八八番ノ二のうち、大字江北字福田一、一
〇四番のうち及びこれに伴う道路水路等の国有地の全部
を大字園坂字小津原に変更

大字園坂字鋪田八二番から八三番まで、八五番ノ一、八
四番のうち、八五番ノ二のうち、八六番のうち、大字江
北字兵庫一、一九五番のうち、大字江北字福田一、一〇
四番のうち、大字園坂字上大門一五九番のうち、大字園
坂字塩焼五五番のうちから六〇番のうちまで、六一番、
七六番合併のうち、大字江北字広三田一、一九六番のう
ち、一、一九七番のうち及びこれに伴う道路水路等国有
地の全部を大字園坂字上塩焼に変更

大字園坂字野嶋五二番のうち、五三番、五四番のうち、
大字園坂字六反田、一六七番ノ一のうち、一七三番のう
ち、大字江北字広三田一、一九七番のうちから一、二〇
二番のうちまで、大字江北字花木一、二〇三番のうちか
ら一、二〇六番第一のうちまで及びこれに伴う道路水路
等の国有地を大字園坂字塩焼に変更
大字園坂字六反田一七三番のうち、大字園坂字野嶋五一

番、五二番のうち、大字園坂字鼻木三五番ノ一のうちか
ら三九番のうちまで、大字江北字花木一、二〇六番第一
のうち、一、二〇六番のうち、一、二〇七番のうち及び
これに伴う道路水路等国有地の全部を大字園坂字原畑ケ
に変更

大字江北字花木一、二〇六番第一のうちから一、二〇七
番のうちまで、大字江北字下荒針一、二〇八番のうちか
ら一、二二三番ノ一のうちまで、一、二一九番のうちか
ら一、二二二番のうちまで及びこれに伴う道路水路等國
有地の全部を大字園坂字鼻木に変更

大字園坂字上大門及び大字園坂字下大門の上中屋鋪に面
した道路を大字園坂字上中屋鋪に変更

大字園坂字下大門及び大字園坂字六反田と大字園坂字大
畑ケの下屋鋪に面した道路を大字園坂字下屋鋪に変更

大字園坂字原畑ケ及び大字園坂字鼻木の六昔田に面した
水路、大字江北字下八幡仙一、四二二番ノ二のうちを大
字園坂字大昔田に変更

大字江北字花木一、二〇三番のうちから一、二〇六番第

一のうちまで、大字江北上荒針一、二二七番のうちから一、二二二番のうちまで及びこれに伴う道路水路等の国有地を大字江北上荒針三田に変更

大字江北上荒針一、一九七番のうち、一、一九六番のうち大字江北上荒針一、二二二番のうち、大字江北上福田一、一〇四番のうちから一、一一〇番のうちまで及びこれに伴う道路水路等の国有地全部を大字江北上兵庫に変更

大字江北上下荒針一、二二二番のうち、一、二二三番から一、二二五番まで、大字江北上登志の上荒針に面した道路水路等の国有地を大字江北上上荒針に変更

大字江北上下八幡仙一、四二二番のうち、一、四二二番のうち、大字国坂字大昔田一番ノ二のうち、二番のうち、四番のうち、八番のうち、大字江北上下八幡仙一、四二二番ノ二のうち及びこれに伴う道路水路等の国有地の全部を大字江北上八幡仙に変更

鳥取県告示第五十九号

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつてふそ病検査、肝てつ検査及び肝てつ駆除のための投薬を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第六条の規定に基づき、みつばち及び牛の所有者に対して検査及び投薬を受けることを命ずる。

昭和三十九年二月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 実施の目的 ふそ病及び肝てつ症予防のため
- 二 実施の区域 別表のとおり
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

肝てつ検査及び駆除

牛。ただし、生後三ヶ月以内のもの及び分べん前後一ヶ月以内のものを除く。

ふそ病検査 みつばち

- 四 実施の期日 別表のとおり
- 五 検査及び駆除の方法

肝てつ検査…皮内注射反応及び虫卵検査

肝てつ駆除のための投薬…ピチオノール製剤投与、ふそ病検査…肉眼的検査及び細菌学的検査

肝てつ検査及び肝てつ駆除のための投薬

実施期日	実施区域	実施場所
二月二十四日	八頭郡若桜町	池田検診場
"	"	若桜"
"	"	散岐"
"	河原町	散岐"
"	"	国英"
"	"	河原"
"	"	西郷"
"	八東町	丹比"
"	"	八東"
"	"	安部"
二月二十二日	八頭郡若桜町	池田検診場
"	"	若桜"
"	"	散岐"
二月二十四日	河原町	散岐"

ふそ病検査

実施期日

実施区域

実施場所

二月二十五日	"	国英"
"	"	河原"
"	"	西郷"
二月二十六日	"	丹比"
"	八東町	八東"
二月二十七日	"	安部"
二月十八日	八頭郡八東町	各養蜂場巡回
"	"	"
"	"	"
二月十九日	"	"
"	那家町	"
"	"	"
二月二十日	"	"
"	河原町	"
"	"	"
二月二十一日	用瀬町	"
"	"	"
二月二十二日	"	"
肝てつ検査及び肝てつ駆除のための投薬		
実施期日	実施区域	実施場所
二月二十一日	鳥取市湖山	湖山検査場
"	豊美	豊美"
"	松上	松上"
二月二十四日	"	"

"	二十五日	吉岡	吉岡	"	九日	倉田	倉田
"	二十六日	明治	明治	"	十日	美保	美保
"	二十七日	末恒	末恒	"	十一日	津ノ井	津ノ井
"	二十八日	神戸	神戸	"	十二日	国府町大成	大成
"	二十九日	大正	大正	"	十三日	宇倍野	宇倍野
三月	四日	松保	松保	"	十四日	谷	谷
"	五日	賀露	賀露	"	十六日	岩美町小田	小田
"	六日	美穂	美穂	"	十七日	浦富	浦富
"	七日	大和	大和	"	十八日	岩井	岩井

鳥取県告示第六十号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定により、次のように保険医療機関を指定したので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第八十七号)第二条の規定により告示する。

昭和三十三年二月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

名 称、所 在 地 診療科名 開設者氏名 指 定 年 月 日 採用点数表

清水歯科医院 鳥取市賀露町灘端 歯 科 清水 操 昭和三十三年一月一日 歯科点数表

鳥取県告示第六十一号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十九条第三項の規定により同法同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和三十三年二月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録記号番号	氏 名	登 録 年 月 日
鳥国医一、〇二〇	久場 長毅	昭和三十三年十一月二十九日
" 薬 一四八	市原 裕子	十二月 十九日
" 医一、〇二四	斉藤 利久	三十九年 一月 十八日

鳥取県告示第六十二号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十七条第一項に規定する療養取扱機関として、同法同条第三項の規定により申出の受理があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第一条第一項の規定により次のとおり告示する。

昭和三十三年二月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

療養取扱機関	所在地	登録年月日
平林齒科医院	米子市萩町二丁目	昭和三十八年十一月二十五日
鳥取県立厚生病院	倉吉市下田中字東志貝手三四三	" " 十二月 二十日
遠藤医院	日野郡江府町江尾一、九八六	" " " 二十四日
森 齒科医院福部診療所	岩美郡福部村 福部母子センター内	" " " " "
西本医院	八頭郡船岡町大字見機中	" 三十九年 一月 一日

鳥取県告示第六十三号

保健婦助産婦看護婦法（昭和二十三年法律第二百三十三号）第十八条の規定により、准看護婦試験を次のように実施するので、保健婦助産婦看護婦法施行規則（昭和二十六年厚生省令第三十四号）第十九条の規定により告示する。

昭和三十三年二月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 試験場所

学科試験 鳥取市東町一丁目二二〇番地 鳥取県庁講堂

実地 " 寺町一〇二番地 鳥取県医師会館

二 試験期日

学科試験 昭和三十三年三月十六日 九時から十七時まで

実地 " 三月十七日 "

三 受験願書の提出期限

昭和三十三年二月十五日から三月九日まで

鳥取県告示第六十四号

あん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師法（昭和二十二年第二百十七号）第二条第一項の規定に基づき、あん摩師、はり師及びきゆう師試験を次のとおり実施するので、あん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師法施行規則（昭和二十三年厚生省令第四十四号）第十条の規定により告示する。

昭和三十三年二月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 試験の場所

鳥取市二階町四丁目 鳥取保健所

二 試験の日時

学科試験

昭和三十三年二月二十四日 午前九時から

実地試験

昭和三十三年二月二十五日 午前九時から

三 受験願書の提出期限

昭和三十三年二月二十日

地方労働委員会告示

鳥取県地方労働委員会告示第一号

鳥取県地方労働委員会あつせん員候補者を昭和三十三年一月二十五日委嘱したので、労働委員会規則（昭和十四年中央労働委員会規則第一号）第六十八条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和三十三年二月十四日

鳥取県地方労働委員会会長 上原 隼 三

(第3種郵便物可)

崎田茂信	小泉順三	上原準三	米田光好	由谷武之	井上武	磯江末夫	河崎巖	黒川顯憲	北岡義尊	鈴木敬直
明治二四、八、九	明治三六、九、一六	明治三五、八、一九	明治四四、一一、一〇	大正六、七、三	大正一一、六、一三	大正一一、六、一三	大正二〇、一二、一四	明治三七、二、二五	大正五、一一、二八	大正八、一、一八
鳥取県労働相談員	米子北高校長	弁護士	神鋼機務工業(株) 総務部長	ヒシクラ商事(株) 社長	興和紡績労働組合 支部支部長	県総評中部地区評議会 事務局長	県総評中部地区評議会 議長	倉吉北高教諭	北岡病院長	鳥取県経営者協会 常務理事
元小学校長	現地労働委公益委員候補者	現地労働委公益委員候補者	前あつせん員候補者	現地労働委使用者委員候補者	前あつせん員候補者	国鉄動力車上井支部 委員長	元あつせん員候補者	元県立高等学校長	現地労働委公益委員候補者	元地労働委使用者委員候補者
米子市錦町二丁目一五	米子市東町五四	米子市西町一六	倉吉市鴨河内一、〇二	倉吉市余戸谷町二、九	倉吉市歌経寺二四五	東伯郡羽合町田後三四八の二	倉吉市上井町二丁目一四の九	倉吉市藤城一、二〇八	倉吉市仲之町七六二	鳥取市立川町一丁目三
米子(宅)②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿	米子(宅)②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿	米子(宅)②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿	倉吉(宅)②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿	倉吉(宅)②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿	倉吉(宅)②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿	倉吉(組)②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿	倉吉(組)②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿	倉吉(校)②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿	倉吉(宅)②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿	鳥取(宅)②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿

(第3種郵便物可)

松浦武儀	鈴木実	清水英雄	徳沢義夫	川上健治	北尾才智	米村明	若木礼	椋貞男	下田三子夫	大谷義夫	氏名
明治三三、一〇、一六	大正九、八、一一	明治二八、二、二七	大正一一、一一、一一	昭和四、七、一	大正二五、三、二三	大正一四、二、一三	明治四〇、九、八	明治四〇、五、一三	明治四二、四、二五	明治三七、八、三〇	生年月日
鳥取家具工業(株) 取締役社長	鳥取県経営者協会 事務局長	大同木材工業(株) 専務取締役	県総評東部地区評議会 議長	県労働同盟組合 会副議長	私鉄中国日ノ丸支 部委員長	全日通鳥取県支部 執行委員長	鳥取大学教授	日赤鳥取県支部 事務局長	弁護士	鳥取大学教授	職業
元地労働委使用者委員候補者	現地労働委使用者委員候補者	現地労働委使用者委員候補者	元地労働委労働者委員候補者	現地労働委労働者委員候補者	現地労働委労働者委員候補者	現地労働委労働者委員候補者	前地労働委公益委員候補者	前鳥取県出納長	現地労働委公益委員候補者	現地労働委公益委員	経歴 履歴
鳥取市二階町三丁目四	鳥取市西町二五五	鳥取市東品治町六	鳥取市古海	八頭郡郡家町上峰寺五	西伯郡西伯町原四九〇	鳥取市藪片原町五八	鳥取市東町一丁目一〇	鳥取市元鑄物師町一四七の七	鳥取市西町四丁目一	鳥取市西町四丁目一	住所
鳥取(宅)②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿	鳥取(宅)②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿	鳥取(宅)②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿	鳥取(組)②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿	鳥取(社)②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿	鳥取(社)②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿	鳥取(社)②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿	鳥取(校)②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿	鳥取(社)②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿	鳥取(宅)②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿	青谷(宅)②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿	電話番号

山内常雄	田中峰治	加納勝己	遠藤喜男	安部三代治	松田正雄	永川重幸	秦 皎	砂口岩雄	桑村治雄	多田 紀
大正一、一〇、九	大正一、一〇、二九	明治四四、三、一〇	明治三六、二、一一	明治三三、一〇、一	明治三八、三、一〇	明治三四、一、一一	昭和五、二、一四	昭和六、二、一三	大正六、一、三	明治四〇、六、二八
地労委事務局副長	地労委事務局次長	地労委事務局次長	境港海陸運送(株)常務取締役	山陰石油(株)取締役	米子瓦斯(株)専務取締役	米子機工(株)専務取締役	私鉄中国日ノ丸支部米子分会委員長	県総評西部地区評議会事務局次長	国鉄労組米子地本執行委員長	井護士
前あつせん員候補者	前あつせん員候補者	前あつせん員候補者	元地労委使用者委員前あつせん員候補者	元地労委使用者委員前あつせん員候補者	元地労委使用者委員前あつせん員候補者	元地労委使用者委員前あつせん員候補者	私鉄中国日ノ丸支部米子分会執行委員	現地労委労働者委員	現地労委労働者委員前あつせん員候補者	元地労委公益委員前あつせん員候補者
鳥取市江崎町一〇六	八頭郡八束町大字小別府三九三	鳥取市庵丁人町九	二 境港市東本町一〇二の二	米子市久米町三二	米子市紺屋町二七	米子市錦町二丁目六二	西伯郡西伯町阿賀二一八の六	三 米子市旗ヶ崎六〇七の三	八 西伯郡西伯町字中五九	一 米子市加茂町二丁目四
鳥取(局)六、八〇四	鳥取(局)六、八〇四	鳥取(局)六、八〇四	境港(宅)三、二二一	米子(宅)三、一七一	米子(宅)三、一九七	米子(社)五、四五四	米子(社)二、二二一	米子(組)六、四八四	米子(組)二、九三七	米子(宅)二、六六六

昭和四年四月十五日第三種郵便物

発行日火金

印 行 者 鳥取県鳥取市東町二丁目
 所 鳥取県鳥取市粟谷町
 鳥取県印刷所
 (定価 一部月極二五〇円(送料共))